

7 生環第 186 号
令和 7 年 11 月 21 日

東御市環境審議会
会長 宮原 則子 様

東御市長 花岡 利夫



「第 3 次東御市環境基本計画」の策定、「第 2 次東御市地球温暖化対策地域推進計画」および「第 2 次東御市一般廃棄物処理基本計画」の改定について（諮問）

東御市環境をよくする条例第 47 条の規定により、次のとおり諮問します。

「第 3 次東御市環境基本計画」の策定、「第 2 次東御市地球温暖化対策地域推進計画」および「第 2 次東御市一般廃棄物処理基本計画」の改定にあたり、貴審議会の意見を求めます。

（諮問理由）

市では、環境をよくする条例の基本理念の実現を目指し、第 2 次環境基本計画をはじめ、これに基づく第 2 次地球温暖化対策地域推進計画および第 2 次一般廃棄物処理基本計画により、環境保全施策を推進してまいりました。

このたび、第 2 次環境基本計画の計画期間が終了するとともに、第 2 次地球温暖化対策地域推進計画および第 2 次一般廃棄物処理基本計画の両計画についても、策定から一定期間が経過し改定の時期を迎えています。これまでの取組を継承しつつ、さらなる環境施策の充実を図るためには、社会経済情勢の変化や環境行政の動向を踏まえ、3 計画の方向性を改めて示すことが必要です。

ついては、今後の環境施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる第 3 次環境基本計画の策定と、第 2 次地球温暖化対策地域推進計画および第 2 次一般廃棄物処理基本計画の改定にあたり、貴審議会のご意見を求めます。